

福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業が生産性向上につながる設備や治具の購入・改良（以下「購入等」という。）を行うに当たって要する経費に対し、予算の範囲内において福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内中小企業の競争力を向上させ、もって地域産業の基盤強化を図ることを目的とし、その交付については、「福岡県補助金等交付規則」（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の交付対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 日本標準産業分類のA農業・林業、B漁業、S公務に該当しないこと
- (2) 福岡県内に本社又は主たる事業所を有すること
- (3) 業務プロセスの効率化及び省力化に対する高い意欲を有すること
- (4) 福岡県中小企業生産性向上支援センターの生産性アドバイザーの支援を受けていること。

2 この補助金の交付対象は、本県内に中小企業者が有する工場又は事業所に購入等する機械、装置又は治具、器具、工具、ソフトウェア（以下「交付対象物」という。）で、福岡県中小企業生産性向上支援センターの生産性アドバイザーが作成した生産性向上支援計画の中に位置づけられたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 補助事業と同一内容の事業について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているとき
- (2) 他の事業者の委託を受けて行う交付対象物の改良、製作又は投資

4 交付対象者は以下に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、交付決定の日から、交付決定に係る県の会計年度の3月10日までとする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は、補助区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、知事が別に定める期限までに、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者調書(様式第1号の2)
- (2) 役員名簿(様式第1号の3)
- (3) 事業計画書(様式第1号の4)
- (4) 補助対象経費収支予算書(様式第1号の5)
- (5) 誓約書(様式第1号の6)
- (6) 同意書(様式第1号の7)

2 交付申請者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、県が設置する審査委員会においてその内容及び額について審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付決定通知書」(様式第2号)により交付申請者に通知する。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、条件を付して補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付申請の取り下げ)

第8条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更、中止又は廃止)

第9条 交付の決定を受け補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、速やかに「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業の変更(中止・廃止)承認申請書」(様式第3号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費を著しく変更しようとするとき。

ただし、次の場合を除く。

イ 補助事業に要する経費が20パーセント以内の減額となる内容の変更を行う場合。

ロ 補助事業の目的及び遂行に影響を及ぼさない範囲で、交付対象の規格、仕様の変更、その他補助事業の軽微な内容の変更を行う場合。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更するこ

とができる。

- 3 知事は、第1項の承認を行った場合は、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業の変更（中止・廃止）承認通知書」（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が補助対象期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業遅延等報告書」（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は交付決定に係る県の会計年度の3月10日のいずれか早い期日までに、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業実績報告書」（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

- （1）事業報告書（様式第6号の2）
- （2）補助対象経費収支決算書（様式第6号の3）
- （3）その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日までに、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業実績報告書」（様式第6号）を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る額の確定通知書」（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

- 第13条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金精算払（概算払）請求書」（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

- 第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （1）法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
 - (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
 - (5) 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。
 - (6) 第2条第4項に規定するものに該当することが明らかになったとき。
- 2 前項の規定は、第12条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。
 - 3 知事は、第1項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付決定取消通知書」(様式第9号)により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。
- 2 知事は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知する。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 返還期限

(実績報告後の消費税等の取扱い)

- 第16条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に関する消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う報告書」(様式第10号)により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を福岡県の返還を命ずる。

(補助金の経理)

- 第17条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

- 第18条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(補助事業の成果報告)

- 第19条 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から5年間、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業成果報告書」(様式第11号)を毎会計年度終了後6月30日までに知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した交付対象物を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に沿って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加したと知事が認める交付対象物を、ほかの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る取得財産処分承認申請書」(様式第12号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認を行った場合は、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る取得財産処分承認通知書」(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分したことにより、収入がある又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

5 第2項の承認が必要な財産は、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円以上の財産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過していないものとする。

(成果の発表)

第21条 知事は、補助事業が完了したときは、補助事業者と協議の上、その成果を発表させることができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第22条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(押印の省略)

第24条 次の各号に掲げる手続きについては、代表者が署名した場合は、当該様式への押印を省略することができる。

- (1) 第6条第1項に定める交付申請書(様式第1号)
- (2) 第6条第1項に定める誓約書(様式第1号の6)
- (3) 第6条第1項に定める同意書(様式第1号の7)
- (4) 第8条に定める交付申請の取下げ
- (5) 第9条第1項に定める変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)
- (6) 第10条に定める補助事業遅延等報告書(様式第5号)
- (7) 第11条第1項、第3項に定める実績報告書(様式第6号)

2 次の各号に掲げる手続きについては、代表者が署名した場合又は予め知事に報告している電子メールアドレスから送信する場合は、当該様式への押印を省略することができる。

- (1) 第13条第2項に定める精算払(概算払)請求書(様式第8号)
- (2) 第16条第1項に定める消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う報告書(様式第10号)
- (3) 第19条に定める成果報告書(様式第11号)
- (4) 第20条第2項に定める取得財産処分承認申請書(様式第12号)

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行し、施行日以降の令和2年度から令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

別表1 補助限度額

補助区分	事業内容	補助限度額
自動化・IoT装置	生産性を向上させるための自動化装置、IoT装置等の購入、改良	1,000万円
治具等	生産性を向上させるための治具・器具等の購入、改良	150万円

別表2 補助対象経費

補助区分	補助対象経費
自動化・IoT装置	機械装置、工具・器具、ソフトウェア等の購入、改良に要する経費
治具等	治具・器具、ソフトウェア等の購入、改良に要する経費

※ソフトウェアは、本補助事業の目的のみに使用する場合は対象とする。

なお、以下の経費は、補助対象としない。

- (1) 補助金交付決定日より前に発注、購入等、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- (2) 交付対象物の設置・保管場所の家賃、使用料、保管料、地租
- (3) 交付対象物を設置、製作、作動させるための社員の人件費、光熱水費、通信費
- (4) 消費税、収入印紙代、銀行振込手数料、代金引換手数料
- (5) 交付対象物の保守管理費、各種保険料、技術指導料
- (6) 汎用性があり、目的外使用になり得る備品、設備（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット、デジタル複合機等）の購入等に要する経費。ただし、それが生産性を向上させるシステムの一部を構成する場合は、対象とする。
- (7) 故障個所の修理、老朽化部品の交換など機能向上を伴わない更新等に要する経費
- (8) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入等に係る経費
- (9) 上記のほか、福岡県知事が公的資金の用途として不適切と認める経費